

金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」「プロダクトガバナンスに関する補充原則」との対応関係表

金融事業者の名称	三井住友海上あいおい生命保険株式会社
■取組方針掲載ページのURL	https://www.msa-life.co.jp/company/fiduciaryduty.html
■取組状況掲載ページのURL	https://www.msa-life.co.jp/company/pdf/fiduciaryduty_2025.pdf

原 則		実施・不実施	取組方針の該当箇所	取組状況の該当箇所
原則 2	【顧客の最善の利益の追求】 金融事業者は、高度の専門性と職業倫理を保持し、顧客に対して誠実・公正に業務を行い、顧客の最善の利益を図るべきである。金融事業者は、こうした業務運営が企業文化として定着するよう努めるべきである。	実施	「お客さま本位の業務運営に関する方針」 方針1 行動指針として掲げる5つのバリューを活動の原点におき、「お客さま本位」の業務運営を行います 方針3 お客さまの視点に立った保険募集を行います 方針4 お客さまの大切なご契約を適切に管理します 方針5 保険金・給付金等を迅速かつ適切にお支払いします 方針7 お客さまの声を業務運営の改善に活かします 方針8 「お客さま本位」の風土を醸成します	「お客さま本位の業務運営に関する方針」に基づく取組状況 2025年度版 方針1に関する取組状況(P.5～6、P.23) 方針3に関する取組状況(P.11～14、P.26～30) 方針4に関する取組状況(P.15～16、P.31～32) 方針5に関する取組状況(P.17～18、P.32～33) 方針7に関する取組状況(P.20～21、P.35) 方針8に関する取組状況(P.22、P.35～36)
	注	実施	「お客さま本位の業務運営に関する方針」 方針1 行動指針として掲げる5つのバリューを活動の原点におき、「お客さま本位」の業務運営を行います	「お客さま本位の業務運営に関する方針」に基づく取組状況 2025年度版 方針1に関する取組状況(P.5～6、P.23)
原則 3	【利益相反の適切な管理】 金融事業者は、取引における顧客との利益相反の可能性について正確に把握し、利益相反の可能性がある場合には、当該利益相反を適切に管理すべきである。金融事業者は、そのための具体的な対応方針をあらかじめ策定すべきである。	実施	「お客さま本位の業務運営に関する方針」 方針6 お客さまの利益を不当に害さないよう適切に業務を行います	「お客さま本位の業務運営に関する方針」に基づく取組状況 2025年度版 方針6に関する取組状況(P.19、P.34)
	注	実施	「お客さま本位の業務運営に関する方針」 方針6 お客さまの利益を不当に害さないよう適切に業務を行います	「お客さま本位の業務運営に関する方針」に基づく取組状況 2025年度版 方針6に関する取組状況(P.19、P.34)
原則 4	【手数料等の明確化】 金融事業者は、名目を問わず、顧客が負担する手数料その他の費用の詳細を、当該手数料等がどのようなサービスの対価に関するものを含め、顧客が理解できるよう情報提供すべきである。	実施	「お客さま本位の業務運営に関する方針」 方針3 お客さまの視点に立った保険募集を行います	「お客さま本位の業務運営に関する方針」に基づく取組状況 2025年度版 方針3に関する取組状況(P.11～14、P.26～30)
原則 5	【重要な情報の分かりやすい提供】 金融事業者は、顧客との情報の非対称性があることを踏まえ、上記原則4に示された事項のほか、金融商品・サービスの販売・推奨等に係る重要な情報を顧客が理解できるよう分かりやすく提供すべきである。	実施	「お客さま本位の業務運営に関する方針」 方針3 お客さまの視点に立った保険募集を行います	「お客さま本位の業務運営に関する方針」に基づく取組状況 2025年度版 方針3に関する取組状況(P.11～14、P.26～30)
	注1	実施	「お客さま本位の業務運営に関する方針」 方針3 お客さまの視点に立った保険募集を行います	「お客さま本位の業務運営に関する方針」に基づく取組状況 2025年度版 方針3に関する取組状況(P.11～14、P.26～30)
	注2	非該当	「お客さま本位の業務運営に関する方針」に基づく取組状況 2025年度版 「お客さま本位の業務運営に関する方針」および取組みと金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」との対応関係について(P.1)	「お客さま本位の業務運営に関する方針」に基づく取組状況 2025年度版 「お客さま本位の業務運営に関する方針」および取組みと金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」との対応関係について(P.1)
	注3	実施	「お客さま本位の業務運営に関する方針」 方針3 お客さまの視点に立った保険募集を行います	「お客さま本位の業務運営に関する方針」に基づく取組状況 2025年度版 方針3に関する取組状況(P.11～14、P.26～30)
	注4	実施	「お客さま本位の業務運営に関する方針」 方針3 お客さまの視点に立った保険募集を行います	「お客さま本位の業務運営に関する方針」に基づく取組状況 2025年度版 方針3に関する取組状況(P.11～14、P.26～30)
	注5	実施	「お客さま本位の業務運営に関する方針」 方針3 お客さまの視点に立った保険募集を行います	「お客さま本位の業務運営に関する方針」に基づく取組状況 2025年度版 方針3に関する取組状況(P.11～14、P.26～30)
	注6	実施	「お客さま本位の業務運営に関する方針」 方針3 お客さまの視点に立った保険募集を行います	「お客さま本位の業務運営に関する方針」に基づく取組状況 2025年度版 方針3に関する取組状況(P.11～14、P.26～30)
原則 6	【顧客にふさわしいサービスの提供】 金融事業者は、顧客の資産状況、取引経験、知識及び取引目的、ニーズを把握し、当該顧客にふさわしい金融商品・サービスの組成、販売・推奨等を行うべきである。	実施	「お客さま本位の業務運営に関する方針」 「お客さま本位の業務運営に関する方針」および取組みと金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」との対応関係について(P.1)	「お客さま本位の業務運営に関する方針」に基づく取組状況 2025年度版 方針2に関する取組状況(P.7～10、P.23～25) 方針3に関する取組状況(P.11～14、P.26～30)
	注1	実施	「お客さま本位の業務運営に関する方針」 方針2 お客さまにご満足いただける商品・サービスを開発します 方針3 お客さまの視点に立った保険募集を行います 方針4 お客さまの大切なご契約を適切に管理します	「お客さま本位の業務運営に関する方針」に基づく取組状況 2025年度版 方針2に関する取組状況(P.7～10、P.23～25) 方針3に関する取組状況(P.11～14、P.26～30) 方針4に関する取組状況(P.15～16、P.31～32)
	注2	非該当	「お客さま本位の業務運営に関する方針」に基づく取組状況 2025年度版 「お客さま本位の業務運営に関する方針」および取組みと金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」との対応関係について(P.1)	「お客さま本位の業務運営に関する方針」に基づく取組状況 2025年度版 「お客さま本位の業務運営に関する方針」および取組みと金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」との対応関係について(P.1)
	注3	実施	「お客さま本位の業務運営に関する方針」 方針3 お客さまの視点に立った保険募集を行います	「お客さま本位の業務運営に関する方針」に基づく取組状況 2025年度版 方針3に関する取組み(P.11～14、P.26～30)
	注4	実施	「お客さま本位の業務運営に関する方針」 方針3 お客さまの視点に立った保険募集を行います	「お客さま本位の業務運営に関する方針」に基づく取組状況 2025年度版 方針3に関する取組状況(P.11～14、P.26～30)
	注5	実施	「お客さま本位の業務運営に関する方針」 方針3 お客さまの視点に立った保険募集を行います	「お客さま本位の業務運営に関する方針」に基づく取組状況 2025年度版 方針3に関する取組み(P.11～14、P.26～30)
	注6	実施	「お客さま本位の業務運営に関する方針」 方針3 お客さまの視点に立った保険募集を行います	「お客さま本位の業務運営に関する方針」に基づく取組状況 2025年度版 方針3に関する取組状況(P.11～14、P.26～30)
原則 7	【従業員に対する適切な動機づけの枠組み等】 金融事業者は、顧客の最善の利益を追求するための行動、顧客の公正な取扱い、利益相反の適切な管理等を促進するように設計された報酬・業績評価体系、従業員研修その他の適切な動機づけの枠組みや適切なガバナンス体制を整備すべきである。	実施	「お客さま本位の業務運営に関する方針」 方針8 「お客さま本位」の風土を醸成します	「お客さま本位の業務運営に関する方針」に基づく取組状況 2025年度版 方針8に関する取組状況(P.22、P.35～36)
	注	実施	「お客さま本位の業務運営に関する方針」 方針8 「お客さま本位」の風土を醸成します	「お客さま本位の業務運営に関する方針」に基づく取組状況 2025年度版 方針8に関する取組状況(P.22、P.35～36)
補充 原則 1	【基本理念】 金融商品の組成に携わる金融事業者は、金融商品やサービスの提供を通じて、顧客に付加価値をもたらすと同時に自身の経営を持続可能なものとするために、金融商品の組成に携わる金融事業者の経営者として十分な資質を有する者のリーダーシップの下、顧客により良い金融商品を提供するための理念を明らかにし、その理念に沿ったガバナンスの構築と実践を行うべきである。	実施	「お客さま本位の業務運営に関する方針」 方針2 お客さまにご満足いただける商品・サービスを開発します	「お客さま本位の業務運営に関する方針」に基づく取組状況 2025年度版 方針2に関する取組状況(P.7～10、P.23～25)
補充 原則 2	【体制整備】 金融商品の組成に携わる金融事業者は、顧客により良い金融商品を提供するための理念を踏まえ、金融商品のライフサイクル全体のプロダクトガバナンスについて実効性を確保するための体制を整備すべきである。 そして、金融商品の組成に携わる金融事業者は、金融商品の組成・提供・管理の各プロセスにおける品質管理を適切に行うとともに、これらの実効性を確保するための体制を整備すべきである。	実施	「お客さま本位の業務運営に関する方針」 方針2 お客さまにご満足いただける商品・サービスを開発します	「お客さま本位の業務運営に関する方針」に基づく取組状況 2025年度版 方針2に関する取組状況(P.7～10、P.23～25)
	注1	実施	「お客さま本位の業務運営に関する方針」 方針2 お客さまにご満足いただける商品・サービスを開発します	「お客さま本位の業務運営に関する方針」に基づく取組状況 2025年度版 方針2に関する取組状況(P.7～10、P.23～25)
	注2	実施	「お客さま本位の業務運営に関する方針」 方針2 お客さまにご満足いただける商品・サービスを開発します	「お客さま本位の業務運営に関する方針」に基づく取組状況 2025年度版 方針2に関する取組状況(P.7～10、P.23～25)
補充 原則 3	【金融商品の組成時の対応】 金融商品の組成に携わる金融事業者は、顧客の真のニーズを想定した上で、組成する金融商品がそのニーズに最も合致するものであるかを勘案し、商品の持続可能性や金融商品としての合理性等を検証すべきである。 また、商品の複雑さやリスク等の金融商品の特性等に応じて、顧客の最善の利益を実現する観点から、販売対象として適切な想定顧客属性を特定し、金融商品の販売に携わる金融事業者において十分な理解が浸透するよう情報連携すべきである。	実施	「お客さま本位の業務運営に関する方針」 方針2 お客さまにご満足いただける商品・サービスを開発します	「お客さま本位の業務運営に関する方針」に基づく取組状況 2025年度版 方針2に関する取組状況(P.7～10、P.23～25)
	注1	実施	「お客さま本位の業務運営に関する方針」 方針2 お客さまにご満足いただける商品・サービスを開発します	「お客さま本位の業務運営に関する方針」に基づく取組状況 2025年度版 方針2に関する取組状況(P.7～10、P.23～25)
	注2	実施	「お客さま本位の業務運営に関する方針」 方針2 お客さまにご満足いただける商品・サービスを開発します	「お客さま本位の業務運営に関する方針」に基づく取組状況 2025年度版 方針2に関する取組状況(P.7～10、P.23～25)
	注3	実施	「お客さま本位の業務運営に関する方針」 方針2 お客さまにご満足いただける商品・サービスを開発します	「お客さま本位の業務運営に関する方針」に基づく取組状況 2025年度版 方針2に関する取組状況(P.7～10、P.23～25)
補充 原則 4	【金融商品の組成後の対応】 金融商品の組成に携わる金融事業者は、金融商品の組成時に想定していた商品性が確保されているかを継続的に検証し、その結果を金融商品の改善や見直しにつなげるとともに、商品組成・提供・管理のプロセスを含めたプロダクトガバナンスの体制構築の見直しにも、必要に応じて活用すべきである。 また、製販全体として顧客の最善の利益を実現するため、金融商品の販売に携わる金融事業者との情報連携等により、販売対象として想定する顧客属性と実際に購入した顧客属性が合致しているかを検証し、必要に応じて運用・商品提供の改善や、その後の金融商品の組成の改善に活かしていくべきである。	実施	「お客さま本位の業務運営に関する方針」 方針2 お客さまにご満足いただける商品・サービスを開発します	「お客さま本位の業務運営に関する方針」に基づく取組状況 2025年度版 方針2に関する取組状況(P.7～10、P.23～25)
	注1	実施	「お客さま本位の業務運営に関する方針」 方針2 お客さまにご満足いただける商品・サービスを開発します	「お客さま本位の業務運営に関する方針」に基づく取組状況 2025年度版 方針2に関する取組状況(P.7～10、P.23～25)
	注2	実施	「お客さま本位の業務運営に関する方針」 方針2 お客さまにご満足いただける商品・サービスを開発します	「お客さま本位の業務運営に関する方針」に基づく取組状況 2025年度版 方針2に関する取組状況(P.7～10、P.23～25)
	注3	非該当	「お客さま本位の業務運営に関する方針」に基づく取組状況 2025年度版 「お客さま本位の業務運営に関する方針」および取組みと金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」との対応関係について(P.1)	「お客さま本位の業務運営に関する方針」に基づく取組状況 2025年度版 「お客さま本位の業務運営に関する方針」および取組みと金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」との対応関係について(P.1)
補充 原則 5	【顧客に対する分かりやすい情報提供】 金融商品の組成に携わる金融事業者は、顧客がより良い金融商品を選択できるよう、顧客に対し、運用体制やプロダクトガバナンス体制等について分かりやすい情報提供を行うべきである。	実施	「お客さま本位の業務運営に関する方針」 方針2 お客さまにご満足いただける商品・サービスを開発します	「お客さま本位の業務運営に関する方針」に基づく取組状況 2025年度版 方針2に関する取組状況(P.7～10、P.23～25)
注	注1	実施	「お客さま本位の業務運営に関する方針」 方針4 お客さまの大切なご契約を適切に管理します	「お客さま本位の業務運営に関する方針」に基づく取組状況 2025年度版 方針4に関する取組状況(P.15～16、P.31～32)
	注2	実施	「お客さま本位の業務運営に関する方針」 方針2 お客さまにご満足いただける商品・サービスを開発します	「お客さま本位の業務運営に関する方針」に基づく取組状況 2025年度版 方針2に関する取組状況(P.7～10、P.23～25)

【照会先】

部署	企業品質管理部 品質管理グループ
連絡先	L1H11_hinstitokanri_kihin@msa-life.co.jp